

意見書案提出書

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成29年10月11日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	長 田 進 治
同	渡 辺 ひとし
同	古 賀 照 基
同	中 村 武 人
同	さとう 知 一
同	新 堀 史 明
同	山 口 貴 裕
同	藤 代 ゆうや
同	とうま 明 男
同	松 本 清
同	土井りゅうすけ
同	松 田 良 昭
同	茅 野 誠

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）

コンクリート用・道路用等、社会基盤整備に不可欠な基礎資材である砕石は、需要が長期間減少しているほか、製品価格の低迷で、経営環境は一層厳しさを増している上、燃料費や資機材等のコスト上昇分を製品価格へ転嫁することは難しい。

砕石業に係る軽油引取税については、平成21年度の税制改正において、同税が道路特定財源から一般財源化された後も、政策的観点から課税免除することが適当であると認められた。

その後の平成24年度及び平成27年度の税制改正においても、それぞれ3年間の課税免除の延長が認められたところである。

今後、課税免除措置が廃止された場合には、新たに発生するコストアップ分を自ら負担せざるを得ないことから、砕石業界にとっては死活問題であり、社会基盤整備に必要な優良骨材を安定的に供給していくためには、砕石業に係る軽油引取税の課税免除措置の継続が不可欠である。

よって、国会及び政府は、引き続き、砕石業に係る軽油引取税の課税免除措置を継続されるとともに、その恒久化についても検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務			大			臣
財	務			大			臣
経	済	産	業	大			臣

神奈川県議会議長

意見書案提出書

周産期医療等の充実と産科・小児科医の確保及び勤務環境の
改善を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

平成29年10月11日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	西村 くにこ
同	高橋 栄一郎
同	君嶋 ちか子
同	池田 東一郎
同	川本 学
同	山本 哲
同	京島 けいこ
同	てらさき 雄介
同	鈴木 ひでし
同	嶋村 ただし
同	小川 久仁子
同	牧島 功
同	高谷 清

周産期医療等の充実と産科・小児科医の確保及び勤務環境の
改善を求める意見書（案）

我が国の少子高齢化が一層進み、人口も減少局面に転じた中、医療の面では超高齢化社会への対応と同時に、少子化対策として「子どもを安心して産み、育てることができる医療提供体制の整備」が重要である。

しかしながら、その担い手である産科や小児科の医師は全国的に不足し、また医師の高齢化が進んでいる。神奈川県では人口10万人当たりの産科や小児科の医師数が全国平均を大きく下回っており、将来を担う産科・小児科の医師の確保と育成は喫緊の課題となっている。

一方、医師の勤務環境の面では、国において「働き方改革」に関する検討が進んでいるが、医師に関しては救急時などのいわゆる応召義務があることから、別途慎重に検討していくこととしている。もとより医師の労働時間は全職種の中で最も長い部類にあるが、中でも産科医・小児科医の労働環境は非常に苛酷である。

さらに産科医は、医師1,000人当たりの訴訟件数が他の診療科の2倍から10倍と突出して多いなど訴訟リスクが高く、近年、判決により10億円近い高額賠償金額が確定した例もある。

こうした過重労働や訴訟リスクなどから、医学生が産科志望を敬遠したり、現職医師が心身の疲労により離職に至る例も多く、安定した周産期医療や小児医療の提供には、医療従事者の確保とともに、医療の質を高めつつ、これらの人材を守ることができる社会システムの構築が急務である。

よって政府は、少子化対策として子どもを安心して産み、育てることができる環境を医療面から整備するため、周産期医療及び小児医療の一層の充実を図るとともに、その担い手である産科・小児科の医師の確保が進み、併せて高い訴訟リスクを含む苛酷な勤務環境が改善されるよう、新たな社会制度の確立や地方への財源措置も含めた所要の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)
働き方改革担当大臣

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

相次ぐ米海軍イージス艦の事故原因の徹底解明と情報公開
及び再発防止の実効性ある対応を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

平成29年10月11日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	加藤なを子
同	藤井克彦
同	大山奈々子

相次ぐ米海軍イージス艦の事故原因の徹底説明と情報公開
及び再発防止の実効性ある対応を求める意見書（案）

横須賀基地を母港としている米海軍第7艦隊のイージス艦の事故が相次いでいる。

今年1月には、横須賀沖でイージス巡洋艦アンティータムが座礁事故を起こし、6月にはイージス駆逐艦フィッツジェラルドが石廊崎沖でコンテナ船と衝突事故を起こしている。さらに、8月にはイージス駆逐艦ジョン・S・マケインがマラッカ海峡でタンカーと衝突事故を起こしている。

これらのイージス艦が起こした事故は、横須賀沖や石廊崎沖、さらにマラッカ海峡など、いずれも船舶交通が非常に多い海域で発生しており、船舶の安全確保にとって見過ごすことのできない重大事故である。

しかも問題なのは、事故原因の調査・説明は再発防止に必要不可欠であるにもかかわらず、日本の領海内で発生したアンティータムとフィッツジェラルドの事故について、米側から日本側に対して、事故の第一報後、正式な情報提供がなされていないことである。これは、我が国の主権に関わる根本問題である。

米政府監査院は9月7日、日本を中心とする海外基地に配備されている米海軍の艦艇で重大事故が相次いでいることを受け、調査報告書を公表した。それによると、在日米軍基地に配備の巡洋艦・駆逐艦の乗員のうち、約4割の船舶捜査技術を含む戦闘訓練修了証が訓練期間の不足などにより失効していると指摘している。米政府自身が安全性に懸念を示す艦船が横須賀を母港にしていることは、断じて容認できないものである。

よって政府は、相次ぐ米海軍のイージス艦の事故の再発防止及び海上交通の安全確保の見地から、次の事項について米政府に働きかけるよう強く要望する。

- 1 相次ぐ米海軍第7艦隊のイージス艦が起こした事故の調査結果について、速やかに日本政府及び関係自治体に情報提供すること。
- 2 海上保安庁、運輸安全委員会、防衛省の実施する捜査、調査に米側が誠実に協力するよう、日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 3 今回起こった3件の事故について、実効性ある再発防止策を講じ、その実施状況を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
外務大臣		
防衛大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

オスプレイの飛行禁止と配備撤回を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成29年10月11日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	加藤なを子
同	藤井克彦
同	大山奈々子

オスプレイの飛行禁止と配備撤回を求める意見書（案）

米軍普天間基地所属のMV-22オスプレイが、去る8月29日、民間専用の大分空港に緊急着陸し、その後、白煙と炎が上がり、左エンジン全部と右エンジンの部品を交換する必要があるほど深刻な故障を起こしている。

同型機は昨年12月、沖縄県名護市安部で墜落事故を起こし、今年8月には、オーストラリア東海岸での訓練中に搭乗員3名の死者を出す墜落事故を起こすなど、重大事故が相次いでいる。

9月11日、防衛省は、昨年12月に名護市安部の浅瀬で墜落した事故について、米海兵隊の米軍事故調査報告書を公表した。

報告書によると、事故機は空中給油訓練を行っていたが、MC-130J空中給油機（以下「空中給油機」という。）の給油口への接続に何度も失敗を繰り返したとある。そして、普天間基地への帰投途中の空中給油訓練の際、右側のプロペラに空中給油機の給油口が接触、これにより機体が大きく振動し、左右のバランスが保てなくなり、墜落したとされている。そして、同様の事故が過去に起きていたことを明らかにしている。

気流の影響やパイロットのわずかな操縦ミスなどで給油口がプロペラに接触して重大事故になる可能性があるというのは、機体の構造そのものの欠陥に他ならない。

また報告書では、事故機と一緒に訓練するはずだった別のオスプレイは離陸前に燃料漏れを起こし、離陸後も機体のトラブルで普天間基地に引き返していたとしている。

日常的に危険な訓練やトラブルを繰り返し、いつ事故が起こってもおかしくないオスプレイが、厚木基地に飛来し、日本中を飛行していることは国民の命と安全を脅かすもので、直ちに飛行を禁止すべきである。

よって政府は、米政府と米軍に対し、オスプレイの飛行禁止と配備の撤回を強く求めるとともに、自衛隊への導入を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣

） 殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

邸園文化を通じた地域活性化のための取組の推進を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成29年10月11日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	嶋村 ただし
同	国松 誠
同	守屋てるひこ
同	山本 哲
同	川崎 修平
同	田村ゆうすけ
同	田中 信次
同	川本 学
同	原 聡祐
同	あらい 絹世
同	八木 大二郎
同	長田 進治
同	いそもと桂太郎

邸園文化を通じた地域活性化のための取組の推進を求める意見書（案）

本県では、伊藤博文、大隈重信のほか、吉田茂など総理経験者の建物や岩崎弥之助、安田善次郎などの財界人や旧藩主の建物といった歴史的遺産が数多く残されており、このような資産を活用した「邸園文化圏再生構想」を、大磯町を含む相模湾沿岸地域一帯において、10年以上にわたり推進してきた。

折しも、来年は、明治元年から起算して満150年の年に当たることから、国では、明治150年を契機として、明治以降の歩みを次世代にのこすことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識する取組を進めることとしており、各府省庁が連携し、明治150年に関連する施策を実施するほか、地方公共団体や民間団体が実施を予定している企画イベントなどについても、支援を図ることとしている。

そのような中で、国土交通省では、明治150年関連施策の一環として、本県や大磯町等との適切な役割分担の下、大磯町にある「滄浪閣」として地域住民に親しまれている旧伊藤博文邸を中心とする建物群及び緑地を「明治記念大磯邸園（仮称）」として整備し、建物群などの一体的、有機的な活用を図ることとしており、8月に公表した平成30年度の概算要求において、明治記念大磯邸園（仮称）の整備が盛り込まれた。

今回の国の動きは、本県としても、邸園文化を広く発信するまたとない機会であり、旧伊藤博文邸を中心とする建物群と緑地の保全・活用に、国や町とともに、しっかり取り組む必要がある。

よって政府は、地域の活性化につながるまちづくり支援の好例となるような積極的な取組をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

） 殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

小学校のプログラミング教育必修化に対して支援を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成29年10月11日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	渡 辺 ひとし
同	高 橋 稔
同	西 村 くにこ
同	谷 口かずふみ
同	亀 井たかつぐ

小学校のプログラミング教育必修化に対して支援を求める意見書（案）

平成32年にプログラミング教育が小学校において必修化されるが、授業を担当する人材の育成や指導内容等の概要がいまだ示されておらず、各都道府県教育委員会では、その対応に苦慮している。また、小学校におけるICT機器の整備も自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じており、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となるICT機器の整備などに対する財政措置が求められている。

一方で、質の高い授業を展開するためには、専門的な見地を有するプログラマーやエンジニアなどの外部人材の活用なども視野に入れなければならない。これは新たなカリキュラムを導入する際に懸念される、教職員の多忙化を防ぐ対策にもなると考える。

よって政府は、このような状況を踏まえ、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 早期にプログラミング教育における人材の育成及び指導内容等の概要について明らかにすること。
- 2 円滑な指導を行うため及び自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
- 3 民間人材の積極的な活用、小規模な自治体等で適正な人材確保が困難な場合における広域対応の承認など弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		

神奈川県議会議長